

三木市農業振興審議会 議事録

- 1 日 時：令和5年3月20日（月）午後7時30分から午後9時00分
- 2 場 所：三木市役所 4階 特別会議室
- 3 参加者：委員17名（会長含む）、オブザーバー1名、事務局7名
（欠席：委員1名、オブザーバー2名）
- 4 内 容：以下のとおり

(1) 開 会

司会進行：事務局

(2) 産業振興部長あいさつ

(3) 会長あいさつ

(4) 報告事項

① 地域計画（人・農地プラン）について

② 地域計画（人・農地プラン）の現状について

説明：事務局

質疑・意見

【A委員】

地域計画の策定について、市から農会長へ文書を出されたとのことだが、農会長に対してどんな説明をしたか。

【事務局】

12月の農会長会で、地域計画の策定の必要性について簡単ではあるが説明させていただいた。

それを受けて、1月に、農会長と区長宛てに案内文書と、地域計画の簡単な説明の入ったチラシを送らせていただいた。

【B委員】

地域計画の策定手順の中で、アンケートの実施と記されているが、その内容は。

【会長】

この後の、協議事項の中で説明をさせていただく。

(5) 協議事項

① 地域計画（人・農地プラン）の策定手順について

説明：事務局

質疑・意見

【B委員】

私の地元では、50～60年前に開拓され、現在は水路が古くなって水が来ないため耕作されていない土地があり、そのような土地をどう扱っていこうか、JAや営農センターも交えて地区内で話し合いを行っているところである。

水が無くても育てられる作物の栽培を検討するなど、その土地の特性に合わせて10年後の将来像を模索しており、三木でもこのような形で進んでいくのではないかと思う。

【C委員】

私の地元で人・農地プランを策定した際の、反省を踏まえて申し上げる。

最初にアンケート調査を行ったが、アンケートを行う目的や意向が、地域の中で徹底できていなかったようであり、逆に混乱を招いてしまった。

地域計画策定のスタートであるアンケートは非常に重要であるため、主旨や目的、また、10年後の将来をしっかりと考えて回答していただきたいということについて、地域の方々への周知を徹底していくべきだと考えている。

【D委員】

策定手順として、まず農会長や区長が市と話し合いをすることになっているが、農会長や区長との協議よりも先に、市や県の機関やJAなど、コーディネーター役とされている専門機関の間で、この地区をどの方向に持って行くべきかということを確認してもらうことが必要ではないか。

【事務局】

市の内部で、事前にある程度の話の方向性の目途は立てられるのではないかと考えている。関係機関との連携は状況を見て必要に応じて行なっていくが、まずは地域内で、地域計画を策定することについて合意形成をしてもらうことが必要と考える。

【D委員】

他の地区の人に耕作してもらっている場合、地区での協議の際には、その耕作者にも参加してもらうべきか。

【A委員】

地区内の土地だが、所有者が地区外の方である場合、その所有者にも参加してもらうべきか。

【事務局】

必ずしも最初から全ての耕作者および所有者に出席してもらわないといけないと決まっていなくても、必要に応じて地区内で各々の参加の有無を検討してもらえればよいのではないかと考える。

【会長】

できれば、最初はよく地区外の人との協議も進めておいた方が良く考える。土地を貸借している場合で相続などが発生するケースなどに備え、関係する人たちに理解を得、協力してもらえるようにしておいた方が良い。

【E委員】

地域が主体となって市と協議して計画を策定することだが、100を超える集落が、個々に市と協議を進めていくのはかなり大変ではないか。

【事務局】

大変であることは認識しているが、現在においても20ほどの地区から、市に対して積極的に働きかけをいただいている。

法律上、地域計画の策定や目標地図の作成の義務は市にあると定められており、市としても、地域が主体とは言いながらも、全面的にサポートしていく体制で臨みたいと考えている。

【E委員】

J Aの業務では、三木市だけでなく他の市町も管轄している。

三木市以外の市も、同じようなレベルで進んで行っているのだろうか。

【事務局】

各市とも、地域によって手法や進捗状況はさまざまだと聞いている。

【E 委員】

J Aとして、どのような関わり方をしていったら良いのだろうか。

人員の問題もあり、市によって状況がまちまちであれば、対応が非常に煩雑にならないか心配している。

【事務局】

市や県の機関、J Aが集まる会議を定期的に設けており、その中で密に情報共有し、協力しながら進めていきたいと考えている。

【F 委員】

認定農業者の立場から。

地域計画の中心的経営体に位置付けられると、地区内の狭い農地や作業しにくい農地なども引き受けることとなり、営農の面で作業効率が悪くなってしまうのではないかと危惧している。

また、他地区の土地を引き受けている場合は、どのようにしていくのが良いのか、心配に思っている。

【事務局】

中心的担い手は、必ずしもその地区に居住されている方を設定しなければならないという定めはない。

お住まいの地区と、農作業を引き受け受けている土地のある地区、それぞれ別個で話し合いを進めていただき、どうするか決めていっていただきたい。

【C 委員】

地域計画を策定するメリットの一つに、地域集積協力金の制度があるが、それらのそれは今後、どのように変わっていくのか。

【事務局】

地域集積協力金については次年度以降も制度は継続されると思われ、要件を満たした場合は申請を検討する方向で良いと考えている。

地域集積協力金に限らず、農業者を対象とした国などの補助制度全体の傾向としては、地域計画を策定する地域の中で中心的経営体に位置付けられていることを要件とする例が増えてきている。

② 来年度の地域計画（人・農地プラン）の進め方について

説明：事務局

（説明内容）

- ・ 令和5年4月19日、20日、27日に、各地区の区長、農会長、農業委員、農地最適化推進委員にお集まりいただき、説明会を開催する。
- ・ 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、県から指針が6月ごろに示される予定であり、それを受けてから、市で基本構想を策定することになる。

その内容を審議していただくため、次回の三木市農業振興審議会については、7月の下旬から8月に開催したいと考えている。

質疑・意見：なし

● 全体を通じて（まとめ）

【会長】

地域計画の策定は、行政機関と地域住民との共同作業。

双方が意欲を持って協力して進めていくことが肝要。

拙速に進めると失敗するが、遅れすぎると時期を逸する。

関係者の間の合意形成が非常に重要。ボタンを掛け違うと空中分解してしまうので慎重に。市にも丁寧なフォローをお願いしたい。

【オブザーバー】

このたびの「法制化」の意味は大きいと考える。

これまで10年間で大きく進んでこなかった地域計画の策定を、今後2年間で完了させることとなり、これまでに無い2年間になると思われる。

全国一斉に進める事業でもあるため、全国の事例をできる限り収集し、良い事例の情報を提供していきたいと考えている。

(6) 閉会

（午後8時56分 閉会）